

## 財政健全化法に基づく経営健全化団体について

### 1 経営健全化団体とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）」に基づき、公営企業の事業規模（料金収入の規模）に対する資金不足比率（累積資金不足\*÷営業収益で算出）が財政健全化法に定める基準（20%）以上となった場合には経営健全化計画を策定する必要があり、当該計画を策定した団体を経営健全化団体とといいます。

※ 地下鉄等、事業の性質上構造的に資金不足が生じる事業においては、累積資金不足から、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を差し引いて算定されます。

### 2 経営健全化計画の策定手続き

経営健全化計画は、必要最小限の期間内に資金不足比率を20%未満にすることを目標として、次の事項を定めたうえで、策定しなければなりません。

- ・ 資金不足比率が20%以上となった要因の分析
- ・ 計画期間
- ・ 経営の健全化の基本方針
- ・ 資金不足比率を20%未満とするための方策
- ・ 各年度ごとの前項の方策に係る収入及び支出に関する計画
- ・ 各年度ごとの資金不足比率の見通し
- ・ 前各項のほか、経営の健全化に必要な事項

また、策定に当たっては、市会の議決を経るとともに、同計画を公表し、国（総務大臣）に報告する必要があるほか、あらかじめ、企業会計等に精通した有識者による個別外部監査を受ける必要があります。

### 3 経営健全化計画の実施状況の報告等

経営健全化計画を策定すると、毎年度、当該計画の実施状況を市会及び国（総務大臣）に報告、かつ、公表する必要があります。

なお、経営の健全化が著しく困難であると認められるときは、国（総務大臣）から勧告を受けることになります。

#### （参考）平成21年度の経営健全化計画策定スケジュール

- ・ 平成21年9月 平成20年度決算における資金不足比率の市会への報告
- ・ 同年10月～12月 個別外部監査の実施
- ・ 平成22年2月 経営健全化計画を市会へ付議
- ・ 同年3月 経営健全化計画の議決・策定、国（総務大臣）へ報告